

平成30年9月5日

株主および登録株式質権者 各位

大阪市北区中之島三丁目3番3号
株式会社椿本チエイン
代表取締役社長 大原 靖

株式併合に関する公告

当社は、平成30年6月28日開催の第109回定時株主総会の決議に基づき、平成30年10月1日を効力発生日として株式併合を行いますので、会社法第181条に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1. 株式併合の割合 | 当社普通株式について5株を1株に併合する |
| 2. 株式併合の効力発生日 | 平成30年10月1日 |
| 3. 効力発生日における発行可能株式総数 | 59,800,000株 |

以上

(ご参考)

当社は、平成30年3月22日開催の取締役会において、平成30年10月1日をもって当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更する定款変更を決議しております。

これに伴い、平成30年9月26日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は1,000株から100株に変更されます。

なお、株主の皆様におかれましては、特段のお手続きの必要はございませんので、念のため申し添えます。